

2019年4月26日

IFRS 解釈指針委員会 御中

「暗号通貨の保有」に関するアジェンダ決定案に対するコメント

1. 当委員会は、「暗号通貨の保有」に関する IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）の 2019 年 3 月の IFRIC アップデートにおけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。
2. 我々は、アジェンダ決定案で示された既存の IFRS 基準の適用方法に関する解釈については、同意できると考えている。しかしながら、次項以降で示しているように、我々は、既存の IFRS 基準をそのまま適用した場合には財務報告の目的適合性の観点からは適切な帰結にはならない可能性があると考えている。したがって、暗号通貨の社会的影響及び他のプロジェクトとの基準開発の優先順位を考慮の上、時期を失せず IFRS 基準の修正を行う必要があると考えている。

（暗号通貨の測定方法について）

3. 我々は、活発な市場を有する暗号通貨が保有される場合については、純損益を通じて公正価値で測定すること（FVTPL）が、一般的に財務諸表利用者に対し最も目的適合性のある情報を提供すると考えている。
4. 暗号通貨は、多くの場合、保有に伴う価格変動リスクが大きい一方で、暗号通貨それ自体には価値の裏付けがない。そのため、そのような場合には、取引市場で売却する以外にはキャッシュ・フローをもたらさないと考えている。
5. このような暗号通貨の測定については、2018 年 4 月の会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議アジェンダ・ペーパー3 第 50 項において、IASB が行ったインフォーマルなアウトリーチでは、FVTPL が最も有用な情報を提供するとの意見が聞かれているとの IASB スタッフの分析が示されている。このペーパーに見られる意見と同じように、(ビットコインのように)活発な市場を有する暗号通貨は、FVTPL で測定されることが一般的に最も目的適合的であると考えている。

(IFRS 基準の修正について)

6. 我々は、通常の事業の過程において販売を目的として暗号通貨を保有しない企業は、現在のアジェンダ決定案では IAS 第 38 号が適用され、原価モデル又は再評価モデルにより測定することが要求されることになると理解している。我々は、このことは、財務報告の目的適合性の観点からは適切な帰結をもたらさないと考えている。
7. 我々は、2018 年 1 月の IASB ボード会議以降、IASB 及び IFRS-IC が、様々な会議を通じて、暗号通貨の会計処理について、投資に関する新たな基準の開発に関する検討や、既存の IFRS 基準を修正する方法の検討、IAS 第 8 号の適用方法の検討など、様々な可能性を議論しており、その上で、基準の修正を時期尚早であると判断した検討経緯については理解している。
8. しかし、一定の活発な市場を有する暗号通貨は、暗号通貨の社会的影響及び他のプロジェクトとの基準開発の優先順位を考慮の上、時期を失せず FVTPL で測定されるように IFRS 基準の修正を行う必要があると考えている。
9. 我々のコメントが、委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 委員長